

番町麴町ビルディング駐車場_取扱説明書・特約事項等

(確認事項)

- 1 番町麴町ビルディング駐車場（以下「本駐車場」という。）の平面区画への駐車は一時的であっても荷捌きやビルテナント用のため、厳禁とする。
- 2 乙は、本駐車場が荷捌き車両と共用の車路を利用していること、本駐車場への進入・退出路が混雑している場合は、進入・退出に時間がかかる可能性があることを予め了承する。
- 3 乙は、本駐車場施設の構造上下記の自動車に駐車できないことを確認のうえ、契約を締結するものとし、車両を変更する場合も自己の責任で確認するものとする。

- ハイルフ車
- (1) 全長5,300mmを超えるもの
 - (2) 全幅1,950mmを超えるもの（ドアミラー（折り畳み部分）含む）
 - (3) 全高2,000mmを超えるもの
 - (4) 重量2,500kgを超えるもの
 - (5) 地上最低高90mmを満たさないもの

- 普通車
- (1) 全長5,300mmを超えるもの
 - (2) 全幅1,950mmを超えるもの（ドアミラー（折り畳み部分）含む）
 - (3) 全高1,550mmを超えるもの
 - (4) 重量2,500kgを超えるもの
 - (5) 地上最低高90mmを満たさないもの

- 4 駐車場使用後は必ずパレットの扉を閉めて退場してください。開放された状態で一定時間経過すると機械停止が発生します。

(取扱説明書)

乙は、本駐車場使用前に、取扱説明書を熟読し、記載された注意事項や操作手順を遵守し使用するものとします。

(甲の免責)

- 1 乙が本駐車場の利用中、乙あるいは乙の自動車、その他に如何なる損害が生じても、甲は一切その責めを負わないものとする。但し、甲の故意または重過失による時はこの限りではない。
- 2 本駐車場もしくはこれに至る経路に他の自動車が無断駐車もしくは違反駐車したために乙の利用が妨げられた場合においても、乙は甲に対して何等の補償、損害賠償等は請

求できないものとする。

- 3 本駐車場の自動車および車内残置物の滅失または盗難事故、火災・イタズラ等の第三者から受けた損害、本駐車場利用に伴う入出庫時の交通事故等、その他甲の責に帰すことのできない事由により乙の蒙った損害については、甲はその責を負わず、乙は事由の如何を問わず甲に対して金銭その他一切の請求はできないものとする。
- 4 本駐車場の設備機械の故障、停電、保守点検作業若しくは修理作業又は本駐車場の入出庫口における駐車車両、出入路に係る道路工事若しくは道路規制等により、乙自動車の入出庫が行えなかったことによる損害について、甲はその責めを負わない。
- 5 甲は、駐車場設備の機械故障、他利用者による過失等による入出庫の不能が生じた場合、復旧までの間、代車及びその他代替交通費、代替駐車場料金、営業保証等についての損害に対し一切の責を負わないものとする。

(使用停止)

- 1 甲は、突発的な停電、集中豪雨等による水害、駐車場施設の故障、駐車場施設のメンテナンス、その他本駐車場の利用が出来ないと判断した場合、予め乙に連絡または、事前に駐車場に掲示するものとし、駐車場施設の利用を停止することが出来るものとし、但し、非常の場合または甲の定休日、営業時間外等、甲が予めこの旨を通知連絡出来ないときは事後速やかに乙に報告するものとし、
- 2 甲は、本駐車場施設の電気設備点検の際は、予め、乙に連絡または、事前に駐車場に掲示するものとし、駐車場施設の利用を停止することが出来るものとし、
- 3 甲は、利用停止による乙の被った損害等については責めを負わず、乙は甲に対して金銭その他一切の請求は出来ないものとし、

(禁止事項)

乙は次の各号に定める行為をしてはなりません。

- 1 本駐車場の使用権の一部若しくは全部を他に譲渡し、担保の用に供すること。
- 2 本駐車場に乙自動車以外の車両を駐車させること、または乙自動車を本駐車場以外の本駐車場が存する建物（付属施設を含み、以下「本駐車建物」という。）内部または周辺地域に駐車させること。但し予め甲の承認を得た場合にはこの限りではない。また、乙が甲に対し承認を得るための届出を怠った場合には、乙自動車が無権限の自動車として取り扱われても乙は何等の異議申し立てができないことを承諾する。
- 3 本駐車場に可燃物・引火物・爆発物等その他危険物を持ち込むこと又はそれらの物品を積載した車両を駐車すること。
- 4 本駐車場を本契約の目的以外の目的で利用すること。
- 5 本駐車場の原状を変更すること、又は工作物の構築若しくは設置をすること。
- 6 本駐車場において不必要なアイドリング・騒音の撒き散らし等近隣に迷惑を及ぼす行為又

は及ぼすおそれのある行為を行うこと。

- 7 甲の事前の承諾を得ることなく、乙自動車を変更すること。
- 8 損害賠償の備えに足りると認められる自動車保険（任意保険）に加入していない状態となること。
- 9 乙自動車を違法改造すること。
- 10 ルーフキャリア等の装備品類を装着した状態で入庫すること。
- 11 本駐車場の車両制限を超える車両を駐車すること。
乙自動車の改造が違法でない範囲であったとしても車両制限を超える改造をすること。
- 12 機械式駐車場装置電気設備室、駐車場機械室等のなかに無断で立ち入ること。
- 13 本駐車場掲示の駐車場施設利用約款に違反すること。
- 14 本契約の内容及び本駐車場及び本駐車建物に関するセキュリティ上の機密を他に漏らすこと。
- 15 前各号の他、本駐車場及び本駐車建物に損害を及ぼす一切の行為をすること。

（遵守事項）

乙は本駐車場の使用にあたり、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

- 1 本駐車場及び本駐車場内における運転は徐行（時速 8km/h を超えない速度）とするなど安全第一とすること。
- 2 乙自動車内に人・ペット類、貴重品類等を残して駐車しないこと。
- 3 車両駐車時において車両が固定される状態（エンジン停止、ギア位置はAT車にあってはパーキング位置、MT車にあってはバックギア又はローギア位置とし、サイドブレーキを適格にかけ、トランク（ハッチ）を含む全ドアを完全に施錠した状態）とし、乙自動車から離れる場合においてはその状態であることを点検確認すること。
- 4 本駐車場の設備若しくは他の駐車車両に損傷若しくは汚損を与えた場合又は本駐車場において人身事故を起こした場合には、速やかに甲に連絡すること。
- 5 本駐車場内に物品等（タイヤ・工具類など）を放置しないこと。
- 6 本駐車場内に吸殻・ゴミ等を投棄しないこと。
- 7 本駐車場内において喫煙又はその他火気を使用しないこと。
- 8 本駐車場内において車両の洗淨洗車をしないこと。
- 9 駐車中の乙自動車内で仮眠、宿泊等しないこと。
- 10 本駐車建物閉館時においては、照明の消灯、シャッターの閉鎖等必要とされている動作を履行すること。
- 11 その他本駐車場に定める駐車場施設利用約款及び取扱説明書において遵守が求められている事項を遵守すること。

（契約の消滅）

・天災地変その他不可抗力により本駐車場の全部または一部が滅失若しくは破損等し、本駐車場施設の使用が出来なくなった場合には、本契約は当然消滅し、これによって被った損害等については甲・乙共に相手方に対して賠償の責を負わないものとします。

以上

機械式駐車場

